

中野本郷小学校PTA会則

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は、中野本郷小学校PTAという。
- 第2条 この会の事務所を、東京都中野区立中野本郷小学校におく。

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は、保護者と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
1. 会員の教養を高める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
 3. 児童の生活環境をよくする。
 4. その他、前条の目的をとげるために必要な活動をする。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、営利事業や宗教的・政治的活動に関与しない。
- 第6条 この会は、児童の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体および機関と、必要に応じて協力する。
- 第7条 この会は、学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

- 第8条 この会の会員となることのできるものは、中野本郷小学校に在学する児童の保護者またはこれに代わるものと、中野本郷小学校教員および事務職員とする。
- 第9条 会員は、会費を納めるものとする。ただし、特別な事情のあるものは、役員会にはかり、減額または免除することができる。

第5章 役員および顧問

- 第10条 この会に次の役員を置く。
1. 会長 1名 (保護者)
 2. 副会長 4名 (保護者3・副校長)
 3. 書記 4名 (保護者2・教員2)
 4. 会計 2名 (保護者)
 5. 執行部地区委員 3名 (保護者)
- 役員は、役員候補者推薦委員および他の委員を兼ねることができない。

- 第11条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、この会を代表して会務を総理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 書記は、会議の記録保管とこの会の庶務を行う。
 4. 会計は、この会の経理会計を掌る。
 5. 地区委員は、地域との交流・連携を図るために、鍋横地区委員会の育成部・広報部に所属する。
- 第12条 役員は、役員候補者推薦委員会で、会員中よりこれを推薦し、総会の承認により決定する。
- 第13条 役員の任務は1年を原則とする。以降、継続する場合は執行部役員による承認と校長面談が必要となる。補充されたものの任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 この会に顧問を置くことができる。顧問は、本会の目的達成のため特に功労のあったものを実行委員会に諮って、会長がこれを委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする。
- 第15条 この会にOB・OGを置くことができる。OB・OGは、直近過去2年以内に執行部役員を一年以上担った保護者になることができ、本会の相談役やサポートを担う。

第6章 総会および委員会

- 第16条 総会は定期総会および臨時総会とする。総会の成立には、会員の4分の1以上の出席を必要とする。やむを得ず総会に出席できない会員は、所定のフォームから委任状を提出することができる。定期総会は毎年度始めに開き、次の事項を議決する。
1. この会の運営の基本方針
 2. 予算、決算の承認
 3. 会費の変更
 4. 会則の変更
 5. 役員の承認
 6. その他の必要事項
- 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合および全会員の3分の1以上の要求があった場合に開く。総会の日時、場所および議案は、その都度期日前に全会員に通知する。なお、書面開催についても、同様の成立条件とする。
- 第17条 実行委員会は、総会につぐ決議機関で、学校長、副校長、役員、各委員長、各サークル代表、各クラス・推薦委員をもって構成する。実行委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 各委員会の連絡調整
 2. 総会に提出する議案の作成
 3. その他、この会の活動に必要な事項
- 第18条 委員会は第4条の遂行を円滑にするため、クラス・推薦委員会、生活安全委員会、校外防犯委員会、なべよこ夏まつり委員会、わくわく大作戦委員会、（卒業対策委員会）の6（卒業対策委員会発足の年度は7）委員会が設けられ、それぞれクラスから選出された委員と教職員とをもって構成する。
- 各委員会は、委員長、副委員長を互選する。欠員が生じた場合は、これを補充する。
- 第19条 実行委員会、役員会および各委員会は、必要ある時随時開くものとする。
- 第20条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。賛否同数の場合は、議長が決める。
- 第21条 学校長は、いずれの会議にも出席し、意見を述べることができる。

第7章 学級PTAおよび学年PTA

- 第22条 各学級PTAは、各学級の児童の保護者と学級担任教員とで構成され、PTA活動の母体として必要に応じて会合を開き、連絡、協議、研究をする。各学級PTAは、年度初めに保護者の中から各クラスの委員5名（クラス・推薦委員、生活安全委員、校外防犯委員、なべよこ夏まつり委員、わくわく大作戦委員）を選出する（1年生はクラス・推薦委員2名のみ）。卒業対策委員・卒業アルバム委員については、5年生の二学期後半にクラス委員が中心となり必要か否かを学年全体で決定する。発足決定の際は6年生の各クラスから5名程度、合計10名程度を選出する。委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。各クラスの委員は第17条のクラス・推薦委員会、生活安全委員会、校外防犯委員会、なべよこ夏まつり委員会、わくわく大作戦委員会、卒業対策委員会に所属し、委員会とクラスPTAとの連絡に努める。
- 第23条 学年PTAは、各学年の児童の保護者と当該学年の学級担任教員とで構成され、活動は学級PTAに準ずる。
- 第24条 削除

第8章 会計および会計監査

- 第25条 この会の経費は、会費およびその他の収入による。会費は、1家庭月額250円とし、年度はじめに一括納入（3,000円）の方法で集め、PTAで加入するPTA活動総合補償制度の保険料（約200円）も同時に集める。ただし、集金の際、6月30日までに転出が決まっている場合は集金をしない。尚、転入の際は月割りで集金し、転出の際は保護者が会計に申し出た場合にのみ月割りで返金をする。申し出は転出日の10日前までに行うこととする。
- 第26条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。
- 第27条 この会の経理を監査するため、会計監査3名（保護者2 教員1）を置く。
- 第28条 会計監査については、第10条、第12条、第13条を準用する。
- 第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第9章

- 第30条 この会の会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により、改正することができる。ただし、改正案は、総会の5日前までに、その内容を全会員に通知するものとする。
- 第31条 実行委員会は、この会則に抵触しない範囲において、必要な細則を定めることができる。ただし、その細則は、次の総会に報告しなければならない。

付 則

第1条 この会の事務所 に次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 記録簿
3. 会計帳簿
4. 備品台帳
5. その他必要な帳簿

第2条 この会則は、平成31年3月8日より実施する。

細 則

第1条 役員選出に関する事項(第12条)

役員選出は、次のとおりとする。

1. クラス・推薦委員会は、役員候補者を11名選出する
2. 役員候補者の推薦にあたっては、本人の同意を得て、総会前に全会員に通知しなければならない。
3. 各役員（会長、副会長、書記、会計、執行部地区委員3名）のポイントは、兄弟が同時に在学すれば、下の児童（未入学児童を含む）に引き継ぐ事が出来る。

第2条 各クラスの委員の選出に関する事項(第21条)

各クラスの委員の選出は、次のとおりとする。

1. PTA会員は記名のうえ、希望する委員名・部員名を所定のフォームに回答する。
 - (イ) 当該クラス担任へ、所定の期日までに提出する。
 - (ロ) 各委員会への所属は、前クラス・推薦委員・および当該クラス担当役員・クラス担任が、中心となっていく。
 - (ハ) 公表は、学級PTAの席上にて行い、全員が各委員会に所属するよう調整し、その中からクラス・推薦委員、生活安全委員、校外防犯委員、わくわく大作戦委員、なべよこ夏まつり委員の委員6名を選出する。
 - (ニ) 兄弟関係のある場合は、同じ委員会に所属することは出来ない。また、委員と委員の同時所属も出来ない。
 - (ホ) 6年生クラスについては、推薦委員を選出せず、必要な場合は卒業対策委員、卒業アルバム委員を選出する。委員はクラス、生活安全委員、校外防犯委員、なべよこ夏まつり委員、わくわく大作戦委員の6名及び、結成する場合は卒業対策委員（対策・アルバム）の10名程度とする。
 - (ヘ) 1年生クラスについては、クラス・推薦委員を各クラス2名ずつ選出し、それ以外の委員会は免除とする。（希望者は他委員会への立候補も可能である。）
 - (ト) OB・OG制度・・・直近過去2年以内に執行部を1年以上経験している保護者はOB・OG（執行部のサポート、質疑応答などの対応）に立候補が可能となる。

昭和24年	2月	制定	平成13年	3月 2日	一部改正	令和5年	4月1日	一部改正
昭和31年	2月25日	改正	平成15年	2月28日	一部改正	令和6年	4月1日	一部改正
昭和36年	5月29日	一部改正	平成16年	1月28日	一部改正			
昭和43年	2月26日	改正	平成19年	3月13日	一部改正			
昭和47年	5月10日	一部改正	平成21年	3月 9日	一部改正			
昭和48年	3月20日	一部改正	平成23年	3月 1日	一部改正			
昭和50年	11月28日	一部改正	平成25年	2月28日	一部改正			
昭和52年	5月12日	一部改正	平成27年	2月25日	一部改正			
昭和52年	7月14日	一部改正	平成28年	3月 7日	一部改正			
昭和62年	3月10日	一部改正	平成30年	3月 5日	一部改正			
平成 4年	5月15日	一部改正	平成30年	5月 8日	一部改正			
平成 5年	3月12日	一部改正	平成31年	3月 8日	一部改正			
平成 9年	3月 7日	一部改正	平成31年	5月14日	一部改正			
平成10年	3月 6日	一部改正	令和 3年	6月 7日	一部改正			